令和３年８月２３日
資　料　提　供

妊婦の方とその配偶者等への新型コロナワクチンの優先接種について

妊娠後期の妊婦の方が万一感染したときには重症化リスクが高くなると言われており、現在、若い世代への新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから、妊婦の方（母子手帳をお持ちの方）及びその配偶者等からワクチン接種の希望があれば、優先的にワクチン接種を受けられるよう配慮（市町村の集団接種会場への追加枠等の設置やキャンセル枠への優先登録など）いただく旨、県内の市町村に対して周知しましたのでお知らせいたします。

健康推進課　ワクチン接種支援班
担当者：鈴木、神谷
電　話：０７３－４４１－２５１４